

## 令和5年度第1回茨城県事業認定審議会 議事要旨

1. 日 時 令和6年3月18日(月)12時00分から13時50分まで
2. 議 題 (1) 茨城県事業認定審議会に係る会議の公開・非公開について  
(2) 諮問書の提出について  
(3) 「常陸太田市道0139号線新設工事(茨城県常陸太田市亀作町字浅川地内から同市亀作町字檜部地内まで及び同市亀作町字赤坂地内から同市真弓町字屏風嶽国有林地内まで)及び日立市道6750号線新設工事並びにこれに伴う農業用水路付替工事」(以下、「本件事業」という)の事業認定について

3. 議事要旨 (●:委員発言、○:事務局発言)

(1) 会議の公開・非公開

- ・茨城県事業認定審議会条例及び茨城県事業認定審議会運営要綱に基づき、  
公開 : 議事要旨、答申  
非公開 : 会議、議事録(率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる可能性があるため)  
とすることに異議なしとされた。

(2) 諮問書の提出

(3) 事業認定について

① 結果

- ・茨城県知事から、土地収用法第25条の2第2項に基づき諮問のあった事業について、同法第20条各号要件を満たし、認定して差し支えない事業であると認められた。
- ・ただし、答申は、事業を認定する理由と併せて、意見を付して出される。  
<附帯意見要旨>  
ア 本件事業について、住民に対し、引き続き丁寧な説明をされたい。  
イ 安全や環境に配慮し、事業を進められたい。

② 答申への意見

- 意見書の内容等から、起業者から住民に対し、事業の必要性や効果についてもっと説明していく必要があったと感じるため、引き続き丁寧な説明がなされることを望む。  
⇒附帯意見ア に反映
- 申請や答申案では、希少な動植物への影響を「少ない」と明記されている。移植や、継続的なモニタリング等を実施するといっても、現実的には難しいところがある。周辺の環境に十分配慮したうえで、事業を実施してほしい。

⇒附帯意見イ に反映

③ 主な意見・質疑応答

- 公聴会で、住民と起業者とでやりとりをし、互いの疑問を解消するような時間はなかったのか。
- 公述人は、当初質疑を希望されていたが、当日は持ち時間いっぱい公述をされたため、質疑の時間はなかった。
  
- 住民は申請書を見たことはあるのか。
- 事業認定の申請があった後、起業地の存する市町村で、申請書を2週間縦覧に付することとなるため、見る機会があった。
  
- 団地内道路（市道0115号線）の現状の交通量はどの程度なのか。
- 正確な数値までは把握しかねるが、混雑状況はそこまでではないと思料する。
- 現在の混雑状況を踏まえ、騒音の値が基準値を超えているのは何故か。
- おそらく、スピード抑制のためのインターロッキング舗装が原因と思料する。
  
- 起業者は、道路整備に際し対策を施すとしているが、今回の整備に際し、騒音の値は増えるのか。
- 調査の結果、対策をせずに道路整備を行った場合、現状より高い数値が出るとされている。排水性舗装等対策を行うことで、現状よりも数値は低くなり、いずれの区間でも基準を満足することとなると聞いている。
- 団地内道路に、遮音壁の設置や排水性舗装等を行うとしているが、それによって団地内の景観が損なわれる恐れはないのか。遮音壁等のイメージ図はあるか。
- 起業者の公聴会時説明資料から提示。
- 環境への対策は理解したが、安全面への対策はどうなっているのか。
- 現道から引き続き速度規制（40km/h）、運転者向けの注意喚起の標識設置、道路を接続してできる交差点への信号設置等を検討していると聞いている。
  
- 地図等を見る限りでは、現道の幅員で交通には支障がないとみられる。
  
- 今回の道路整備理由のうち、救急搬送時間の短縮は重要な部分であると感じるが、これは後付けではなく、計画当初から理由として説明されていたのか。もし後付けであったとしても、住民に対し十分に説明は行うべきである。